

# 掲 示 板

## \* 研修実施報告 ⑥ \*

### ～訴訟問題対応研修～

地方分権の推進によって、自治体自ら法的な判断を行ない、訴訟問題に対応していかなければなりません。

また、司法制度改革、特に平成16年に改正された行政事件訴訟法により、原告適格の拡大などで行政訴訟を受ける機会が多くなることが予想されます。そこで、今年度から新規研修として「訴訟問題対応研修」を実施しました。当初の定員は30名でしたが、78名と定員を大幅に超える申し込みがあり、講師と調整の上、急遽、定員を40名にしました。



講師は、大阪府建設紛争審査会委員、茨木市介護保険苦情調整委員会委員などの行政委員を歴任され、行政の紛争関係等に詳しい弁護士の宇多民夫氏につとめていただきました。

1日目は、住民監査請求と住民訴訟制度、行政事件訴訟法の改正、国家賠償法をめぐる問題点、民事訴訟法の改正など、今後、増加が予想される住民監査請求や住民訴訟に対応していくための基礎的な知識を学ぶことができました。

2日目の演習は、実際に業者から訴えられた自治体の事例を用いて、受講生が被告代理人となって答弁書を作成するというもので、これはかなり刺激的な研修であったと思います。受講生のアンケートにも、『まさか被告代理人の立場で研修を受けるとは思わなかった』、『事例を挙げての講義はたいへんわかりやすかった』といった内容のコメントが多く、たいへん有意義な研修となりました。

最後に先生の講評の中で、『答弁書を作成する時には、一流の料理人になった気持ちで書いてもらいたい。味（内容）が相手方よりも勝っていたとしても、見た目が悪ければ、不利である。内容が一番大切であるが、食する裁判官の第一印象（簡潔にまとめられた文書）も、たいへん重要なポイントである。』といった説明がたいへん印象的でした。

平成18年度訴訟問題対応研修 日程表

	午 前			午 後				
	9:00	9:45	10:00	11:00	12:00	13:00	15:00	17:00
12/14 (木)	オリエンテーション	(講義)			昼 休 み	(講義)		
		1. 自治体の訴訟実務をめぐる課題 2. 住民訴訟制度について				3. 行政事件訴訟法の改正の経緯とその概要について 4. 改正民事訴訟法の手続きの具体的な流れ 5. 民事・行政事件訴訟の実務		
12/15 (金)	オリエンテーション	(演習) 紛争関係			昼 休 み	(演習) 紛争関係		

講師：弁護士 宇多民夫

(敬称略)

【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

# 掲 示 板

## \* 研修受講者レポート ⑥ \*

～「契約事務基本研修」に参加して～

富田林市総務部契約検査課 松本 憲昌

私は11月13日から3日間、おおさか市町村職員研修研究センターで契約事務基本研修を受講いたしました。私がこの研修に参加しようと考えたのは、平成18年4月に富田林市役所に採用され技術職として契約検査課に配属となったことからです。私は、平成18年3月まで7年間土木関係の会社に勤めておりました。以前は工事等契約に関しては、落札者として行政と係わってきましたが、180度逆の立場での行政側の仕事をする事となり、見るもの聞くもの総てが新しいものであることから、一からの勉強と思いこの研修に参加いたしました。

最初の2日間は契約事務の基本的な事項や一般的な運用方法の明解な説明が講師の柳先生からありました。3日目は2日間の講義を踏まえてグループワークによる過去の裁判実例の検証を行い、各グループごとの見解内容を発表し、発表後に弁護士の宇多先生から実際に裁判官の判決内容の説明がありました。



また、グループワークでは他市の職員と情報交換もでき、非常に有意義なものとなりました。

今回の研修で特に印象に残ったことであり今後の課題は、①市民の目線に立って契約の締結を行う必要がある。②随意契約においても公正性、経済性及び履行の確保を図れるよう十分留意する必要がある。③指名基準の制定及び公表を徹底するとともに、現行の指名基準について、より具体的な適用基準等を策定するべきである。(説明責任) ④大企業に偏重することなく中小企業の保護助長に留意する。(機会均等) ⑤歩切りは厳禁である。⑥最低制限価格を設定するには履行の確保ができるのかどうか十分判断する必要がある。ということで、これらを踏まえ、今後の契約事務等に努めていきたいと思えます。3日間という短い期間でしたが貴重な研修でした。

私は、以前は夏は暑く汗臭い現場、冬は凍てつくような寒さの現場で働き、如何に会社の利益を上げるかばかりを考え、日々奔走しておりました。今は、地味ではありますがこの契約・検査等の事務を適正に行なうということは、市民から預かっている税金の無駄使いを無くし、費用対効果を考え、公平・公正な執行を行うこととなるので、この研修で学んだことを糧にがんばっていきたいと思えます。

最後に、講師の柳久之様、弁護士の宇多民夫様ありがとうございました。

【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567